

「EU 条件不利地域における農政展開 - ドイツを中心に - 」

市田知子

条件不利地域政策（LFA政策またはLFA補償金）は，農業生産条件が不利な地域において農業を継続することにより，その農耕景観を守り，地域の人口減少を防ぐことを目的として1975年，EUの共通農業政策の中で開始された。EUのLFAでは現在，LFA補償金以外に農業環境政策，地域政策など様々な政策が行われている。このような中でドイツでは早くからLFA政策のもつ複数の目的間の矛盾，他の政策との兼ね合いが指摘されてきた。本書はドイツにおける批判的見解を踏まえ，LFAを対象に講じられている政策の内容，背景，具体的な実施過程を追うことにより，LFA政策の多目的性の問題とともに，政策相互の関係を明らかにすることを目的とする。

「第1章 課題と背景」では，日本の「中山間地域」問題に発するEU条件不利地域への関心の高まりとドイツにおける批判的見解，および上記のような本書の課題を示した。「第2章 構造調整施策の変遷と農業構造変化」では，60年代末から「アジェンダ2000」までの間を対象に，価格・市場政策を柱とするEU共通農業政策（CAP）の中で構造調整施策がどのように位置づけられ，内容が変化してきたかを追った。また旧西独の戦後の農業構造変化の動向，経営規模の拡大と兼業化を統計数値に基づき示した。「第3章 75年指令LFA政策の展開」では，LFA政策に対する既存の評価や研究に基づき，EUおよびドイツにおけるLFA政策の開始とその背景，政策の目的，手段と，それらが80年代半ば以降，どのように変化していったのかを見た。「第4章 農業環境政策の展開と問題点」では，92年CAP改革の関連措置として欧州全域で実施されてきた農業環境政策（2078/92プログラム）に焦点を当て，ドイツの連邦や州においては「アジェンダ2000」に対応してどのような変容を迫られているかを探った。「第5章 EU構造基金による農村地域開発」では，EU構造基金による農村地域開発に焦点を当て，90年代後半の旧西独の「目標5b」地域での実施状況を見た。「第6章 LFAにおける経営と経営所得の態様」では，92年CAP改革，「アジェンダ2000」によりEUが全体として市場原理への適合を目指している中で，LFAにおける経営所得の変化，各種の直接支払いが所得にどう影響しているかを連邦，バーデン・ヴュルテンベルク州，バイエルン州それぞれについて検討した。最後に「第7章 結論と展望」では，各章の要約，全体の結論と，今後，欧州，日本等先進諸国の農村地域，農村社会のあり方をめぐる課題と展望を示した。

本書の結論としては，まず70年代に登場したLFA政策それ自体の変化が指摘できる。LFA政策は元来，農業の継続，農耕景観の維持，人口減少の防止という3つの目的を有していた。その本来の目的間の矛盾もさることながら，後に導入される農業環境政策，農村地域開発との兼ね合いも問題視されていた。92年CAP改革，「アジェンダ2000」を経て，LFA政策の対象は絞られつつある。2点目として，環境支払いはLFA補償金が本来有する環境目的を，また，農村地域開発とりわけ5bプログラムは，LFA補償金の人口目的や就業目的をそれぞれ明確化し，補うという補完関係を指摘することができる。この点は，経営所得の分析および5bプログラムの事例からも裏付けられる。3点目として，とくに「アジェンダ2000」以降，LFA政策に限らず

全体に政策評価のメスが加えられ、その合目的性や効果が問われ取捨選択が進む一方で、農村の空間や地域社会を維持するという命題の理由付けがますます難しくなっている。ドイツの場合、戦後以来とられてきた社会的市場経済の体制が90年の東西統一、98年の社会民主党・緑の党連立政権への移行により揺らぎ、農業部門の財政支出は縮小している。LFA補償金、農業環境政策など多様な政策を含む共同課題「農業構造の改善と沿岸保護」予算も 96年以降、削減されている。その分、EUと州の財政分担関係がますます重要になっている。